第八十八条の七第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第八十九条第四項ただし書中「（昭和二十二年法律第百七十五号）」を削る。

第九十条の三の三第一項及び第九十条の三の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の四の三第一項中「電気事業法」の下に「（昭和三十九年法律第百七十号）」を加える。

第九十条の六第一項及び第九十条の六の三第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の八中「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に、「一万三千円」を「一万八千円」に改める。

第九十条の八の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「六千五百円」を「九千円」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「九千七百五十円」を「一万三千五百円」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第九十条の十二第一項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第二号ロ中「道路運送車両法」を「車両総重量が三・五トンを超える自動車のうち、道路運送車両法」に、「自動車に」を「ものに」に改め、同項第四号イ(2)中「この号」の下に「及び第六号ニ(2)」を加え、「）に」を「）以上（令和七年四月三十日までの間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に」に、「数値以上」を「数値以上）」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第一項第四号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第一項第四号ニ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第一項第四号ニ(2)中「平成二十七年度以降」を「令和四年度以降」に、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「に百分の百十五」を「以上」に、「百分の百二十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に、「以上」を「以上）」に改め、同項第五号ロ中「が」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率以上（令和七年四月三十日までの間は、」を加え、「数値以上」を「数値以上）」に改め、同項第六号イ(1)中「又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」を削り、同号イ(2)中「エネルギー消費効率が」の下に「、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上）であり、かつ、」を加え、同号ロ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

第九十条の十二第一項第六号ハを削り、同号ニ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

第九十条の十二第一項第六号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第三項第三号ハ(2)において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）以上（令和七年四月三十日までの間は、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（同号ハ(2)及び第四項第三号ロ(2)において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「以上」を「以上）」に改め、同号ホを同号ニとし、同条第二項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上」に、「百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ロ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ニ(2)中「令和四年度基準エネルギー消費効率」を「令和四年度基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第三項第三号ハ(2)において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）以上（令和七年四月三十日までの間は、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（同号ハ(2)及び第四項第三号ロ(2)において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「以上」を「以上）」に改め、同号ホを同号ニとし、同条第二項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ロ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ニ(2)中「令和四年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第三項第三号ハ(2)において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）以上（令和七年四月三十日までの間は、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（同号ハ(2)及び第四項第三号ロ(2)において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「以上」を「以上）」に改め、同号ホを同号ニとし、同条第二項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ロ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ニ(2)中「令和四年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第三項第三号ハ(2)において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）以上（令和七年四月三十日までの間は、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（同号ハ(2)及び第四項第三号ロ(2)において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「以上」を「以上）」に改め、同号ホを同号ニとし、同条第二項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ロ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第三項第三号ハ(2)において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）以上（令和七年四月三十日までの間は、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（同号ハ(2)及び第四項第三号ロ(2)において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「以上」を「以上）」に改め、同号ホを同号ニとし、同条第二項中「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ロ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ハ(1)を次のように改める。

(1)　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第九十条の十二第二項第一号ニ(2)中「令和四